

愛称:

りそな BRICsプラス

DWS 世界新興国株式ファンド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

- 委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 359 号
・ホームページアドレス
<https://funds.deutscheawm.com/jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間: 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)
- 受託会社[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
株式会社りそな銀行

本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。

本書により行うDWS世界新興国株式ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年11月18日に関東財務局長に提出しており、平成27年11月19日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式））	年2回	エマージング	ファミリーファンド	なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<委託会社の情報>

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2015年9月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	1,216,942百万円（2015年9月末現在）

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

(以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。)

1 ブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含みます。)(以下「BRICs」といいます。)等新興国^{※1}の企業の株式等^{※2}に投資します。

※1 投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH の判断により変更される場合があります。

※2 預託証書等を含みます。

■ 主にBRICsと、それにプラスして、BRICsに続く高い経済成長が期待されている他の新興国（以下「プラス」といいます。）の企業の株式等に投資します。

・ BRICs以外で投資対象国となる新興国「プラス」は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国のうち、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH がBRICsに続く高い経済成長が期待されていると判断する国とします。なお、投資対象国となる新興国「プラス」の定義は、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH の判断により変更される場合があります。

・ 2015年9月末現在で投資している「プラス」の例は以下の通りです。

メキシコ	韓国	台湾	フィリピン
南アフリカ			

・ 「プラス」については投資対象国を限定しません。

■ BRICsを中心に「プラス」にも投資することで、投資対象の分散を図るとともに、新興国の高い経済成長を捉えることを目指します。

■ 新興国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の取引所に上場されている新興国の企業の株式等に投資することもあります。

2

マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH に委託します。

- ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH はドイツ銀行グループのアセット&ウェルス・マネジメント部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

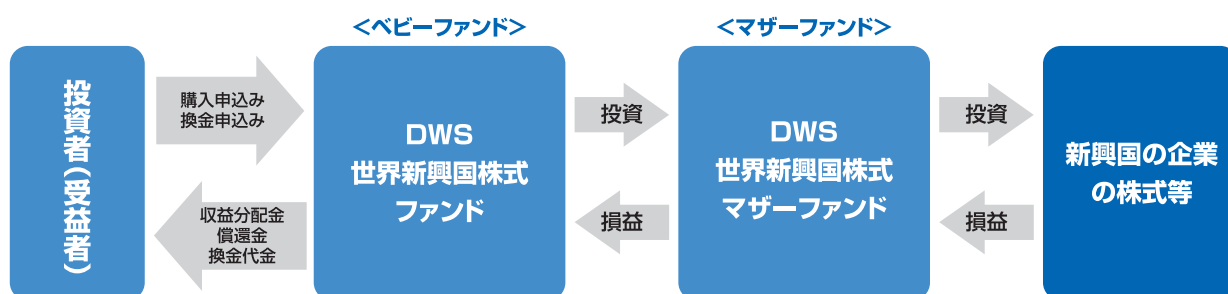
3

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

ファミリーファンド方式※で運用を行います。

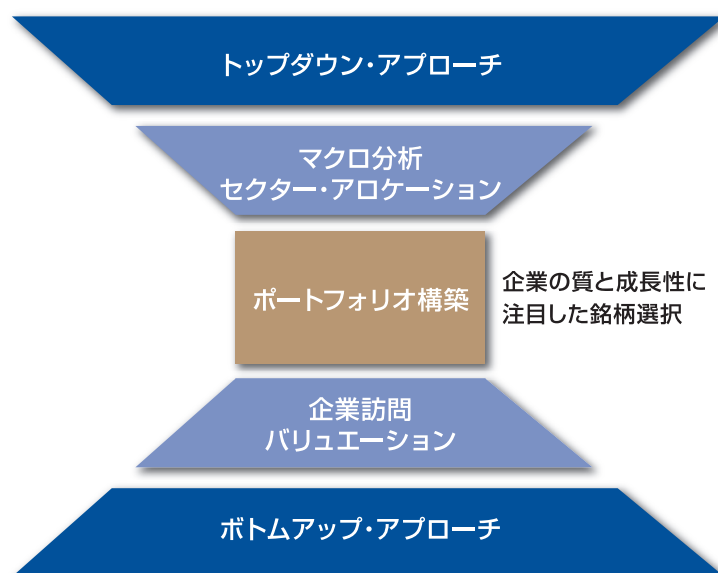
※ 「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



＜具体的な運用プロセス＞

株式への投資にあたっては、収益性・成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

トップダウン・アプローチによる国別配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



(注1) 上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜主な投資制限＞

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

＜分配方針＞

毎決算時（原則として毎年2月18日及び8月18日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・ マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの購入申込みまたは換金申込み等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

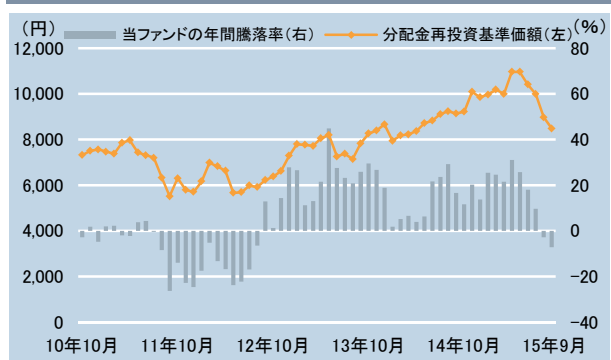
リスクの管理体制

委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

(参考情報)

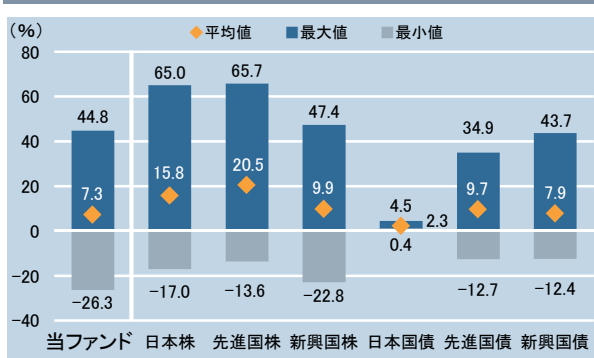
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2010年10月～2015年9月)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2010年10月～2015年9月)



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※3 2010年10月～2015年9月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

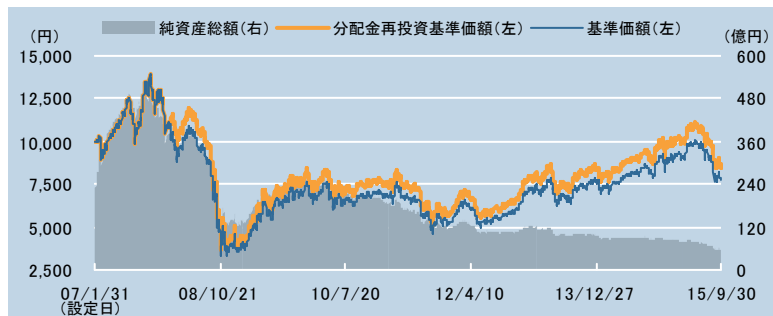
各資産クラスの指数について

- ・TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックス（除く日本）は、Citigroup Index LLCが設計、算出、公表する債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P. Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

基準日：2015年9月30日

基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

1万口当たり、税引前	
2015年 8月	0円
2015年 2月	0円
2014年 8月	0円
2014年 2月	0円
2013年 8月	0円
設定来累計	1,000円

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位 10 銘柄

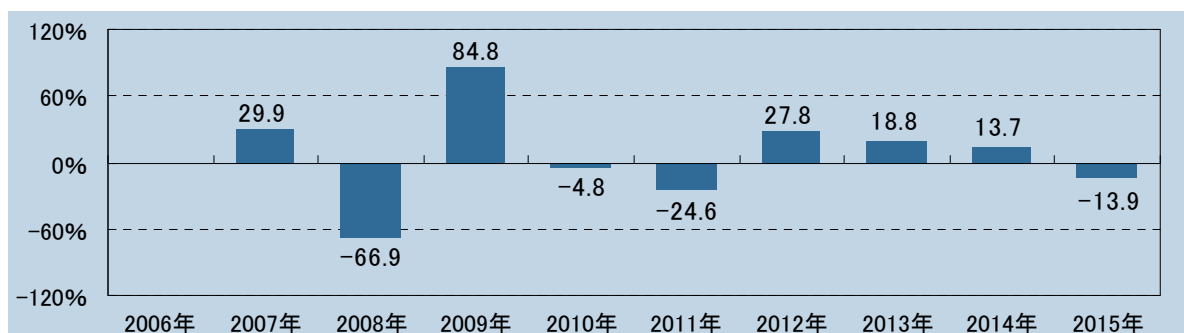
	銘柄	国・地域	業種	比率(%)
1	台湾積体電子製造(台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング)(ADR)	台湾	半導体・半導体製造装置	6.4
2	セヴェルススターリ(GDR)	ロシア	素材	4.0
3	広東インベストメント	香港	公益事業	4.0
4	友邦保険控股(AIA グループ)	香港	保険	3.8
5	中国工商銀行	中国	銀行	3.8
6	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.5
7	中国移動(チャイナ・モバイル)	香港	電気通信サービス	3.3
8	中国平安保険(集団)[ピンアン・インシュアランス]	中国	保険	2.8
9	中国建設銀行[チャイナ・コンストラクション・バンク]	中国	銀行	2.5
10	中国人寿保険[チャイナ・ライフ・インシュアランス]	台湾	保険	2.2

マザーファンドにおける
国・地域別構成比

国・地域	比率(%)
中国(含香港)	24.8
ロシア	13.2
インド	11.0
ブラジル	9.8
その他	35.9

※ 比率はマザーファンドにおける
組入比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2007年は設定日（1月31日）から年末までの騰落率、2015年は9月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 7 営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日とします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成 27 年 11 月 19 日から平成 28 年 5 月 18 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信 託 期 間	設定日（平成 19 年 1 月 31 日）から無期限とします。
繰 上 償 還	受益権の口数が 50 億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決 算 日	原則として毎年 2 月 18 日及び 8 月 18 日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収 益 分 配	年 2 回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	2,000 億円とします。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24%（税抜 3.0%）を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。	
信託財産留保額		ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用（信託報酬）		毎日、信託財産の純資産総額に年率 2.0304%（税抜 1.88%） を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※マザーファンドの運用の指図を行うドイチュ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメント GmbH に対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。	
配分（税抜） 及び役務の内容	委託会社	0.90%	委託した資金の運用等の対価
	販売会社	0.90%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料		純資産総額に対して年率 0.10%を上限 として諸費用（監査法人へのファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。また、信託財産における組入 有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等 についても、別途信託財産が負担します。 ※諸費用は、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前 に料率、上限額等を表示することができません。	

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時 及び 償 還 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 100 万円（平成 28 年以降は年間 120 万円となる予定です。）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。また、平成 28 年 4 月 1 日以降、20 歳未満の方を対象とした「ジュニア NISA」が開始され、同制度をご利用の場合、毎年、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となる予定です（ただし、対象者が 18 歳になるまでは払出し制限があります。）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、平成 27 年 9 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<MEMO>

<MEMO>